私立幼稚園の補助金制度について

私立幼稚園児保護者の教育費負担を軽減するために、都道府県や市町村の補助金制度とは別に、就園奨励補助金を支給しています。この制度は更に充実し、保育所との負担額の格差は大幅に改善されています。

私立幼稚園就園奨励費補助金〈平成 25 年度〉

		小学校1~3年生の		小学校1~3年生の		
	減免基準	兄・姉がいない世帯			兄・姉がいる世帯	
		(従来条件)			(新条件)	
区分		1人就園の場	同一世帯か	同一世帯か	小学校1~	同一世帯から
		合及び同一世	ら2人以上	ら3人以上	3 年 生 の	2 人以上就園
		帯から2人以	就園してい	就園してい	兄・姉を1人	している場合
		上就園してい	る場合の次	る場合の左	有しており、	の左以外の園
		る場合の最年	年長者	以外の園児	就園してい	児及び小学校
		長者			る場合の最	1 ~ 3 年生に
					年長者	兄・姉を2人
						以上有してい
				(第3子以降)		る園児
		(第1子)	(第2子)		(第2子)	(第3子以降)
		減免限度額(年額/単位:円)				
1	生活保護受給世帯	229, 200	268, 000		249, 000	
2	平成 25 年度市民税非課税世帯 又は市民税所得割額非課税世帯	199, 200	253, 000		226, 000	
	平成 25 年度市民税所得割額					308, 000
3	77, 100 円 (基準額A) 以下の世帯	115, 200	211, 000	308, 000	163, 000	
4	平成 25 年度市民税所得割額	62, 200	185, 000		114, 000	
·	<u>211, 200円 (基準額B</u>) 以下の世帯	,			,	
5	上記区分以外の世帯					

※上表中の基準額A, Bは、夫婦(片働き)と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であり、19歳未満の扶養人数により、基準となる市民税所得割額が次のとおり変動します。

19 歳未満の扶養親族の人数			基準額A	基準額B	
人数	16 歳未満 (H9. 1. 2~ H24. 12. 31 生まれ)	16 歳以上 19 歳未満 (H6. 1. 2〜 H9. 1. 1 生まれ)	市民税所得割課税額(円)	市民税所得割課税額(円)	
1人	1人	0人	55, 800	191, 400	
2人	1人	1人	66, 900	198, 600	
	2人	0人	77, 100	211, 200	
	1人	2人	78,000	205, 800	
3人	2人	1人	88, 200	218, 400	
	3人	0人	98, 400	231, 000	
4人	1人	3人	89, 100	213, 000	
	2人	2人	99, 300	225, 600	
	3人	1人	109, 500	238, 200	
	4人	0人	119, 700	250, 800	